東成区100周年記念ロゴマーク使用取扱要領

（趣旨）

第１条 この要領は、東成区100周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマーク）

第２条 ロゴマークの仕様は、別図のとおりとする。

（使用基準）

第３条 ロゴマークは、東成区100周年の啓発に係る各種利用に関し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

（１）東成区の信用及び品位を害するおそれがある場合

（２）東成区が推奨しているものと誤解を招くおそれのある場合

（３）特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがある場合

（４）その他、公序良俗に反する等、東成区が使用について適当でないと認める場合

２ ロゴマークを新たに使用することができる期間は、令和7年度までに限る。

（遵守事項）

第４条 使用者は、ロゴマークを使用する際、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）区が提供するものを使用し、文字部分の色の変更を除き、デザインの改変等はしないこと。ただし、区長が認めた場合はこの限りでない。

（２）ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

（３）商標登録、意匠登録等著作物等に関する自己の権利について新たに設定又は登録をしないこと。

（使用料）

第５条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（事故、苦情等の処理）

第６条 使用者は、ロゴマークを使用した物品等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者の責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

２ 区は、前項の事故、苦情等に関し、一切の責任を負わないものとする。

（使用の手続）
第７条 商業目的でロゴマークの使用を希望する者は、別記様式により使用者の氏名、住所、使用分野、使用方法、使用期間、商品の概要、その他必要な事項を東成区役所総務課へ届け出ることとする。

（使用の中止）
第８条 区長がロゴマークの使用に関し不適切であると判断した場合は、使用者は、ロゴマークの使用を中止しなければならない。

（その他）
第９条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附 則
この要領は、令和６年６月21日から施行する。

別図（第２条関係）

１．カラー

１．74

１

２．モノクロ

１．74

１

様式（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

東成区100周年記念ロゴマーク使用届出書

東成区長 様

届出者
住 所
団体名等
代表者
（担当者名　　）
電話

以下のとおり、東成区100周年記念ロゴマークの使用に関し届け出ます。

項目	内容
１．使用分野	（該当するものを〇で囲う） ①販促利用 ②商用利用 ③その他
２．使用方法	（ロゴの使用方法等を具体的に記載）
３．使用期間	令和　年 月　日～令和 年 月　日
４．商品の概要 （商用利用の場合のみ記入）	・商品名等　： ・販売予定数：約　　個 ・販売価格　：　　円（税別）
５．その他 （備考欄）	

※本届出書に使用状況等が分かる商品等の写真等を添付して提出してください。

（提出先）東成区役所総務課
・電子メール：tn0001@city.osaka.lg.jp／FAX：06-6972-2732